

令和5年第3回長瀬町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5月12日（金）	
○町長挨拶	5
○幹部職員の紹介	5
○臨時議長の紹介	6
○臨時議長の挨拶	6
○開　　会	6
○開　　議	7
○議案等の説明のため出席した者の紹介	7
○議事日程の報告	7
○仮議席の指定	7
○議長の選挙	7
○議長就任の挨拶	9
○議席の指定	9
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○副議長の選挙	10
○副議長就任の挨拶	11
○常任委員会委員の選任	11
○常任委員会正副委員長の互選	12
○議会運営委員会委員の選任	13
○議会運営委員会正副委員長の互選	13
○秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙	13
○皆野・長・下水道組合議会議員の選挙	14
○町長提出議案の報告及び一括上程	15
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	15
・議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長・町税条例等の一部 を改正する条例）	
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	19
・議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（長・町国民健康保険税 条例の一部を改正する条例）	
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	20
・議案第27号 令和5年度長・町一般会計補正予算（第1号）	
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	22

・議案第28号 長瀬町監査委員の選任について

○発言の訂正	2 3
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	2 3
○字句の整理	2 3
○町長挨拶	2 4
○閉 会	2 4

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第65号

令和5年第3回長瀬町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和5年5月8日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 令和5年5月12日（金）

2 場 所 長瀬町役場議場

3 付議事件

- (1) 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）
- (2) 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- (3) 議案第27号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）
- (4) 議案第28号 長瀬町監査委員の選任について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	鈴	木	日	出	男	君	2番	板	谷	定	美	君
3番	野	原	隆	男	君		4番	岩	田		務	君
5番	村	田	徹	也	君		6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君		8番	大	島	瑠	美	子
9番	新	井	利	朗	君							

不応招議員（なし）

第 1 日 5月12日(金曜日) 本 会 議

令和5年第3回長瀬町議会臨時会 第1日

令和5年5月12日（金曜日）

議事日程（第1号）

- 1、町長挨拶
- 1、幹部職員の紹介
- 1、臨時議長の紹介
- 1、臨時議長の挨拶
- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、議事日程の報告
- 1、仮議席の指定
- 1、議長の選挙
- 1、議長就任の挨拶
- 1、議席の指定
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、副議長の選挙
- 1、副議長就任の挨拶
- 1、常任委員会委員の選任
- 1、常任委員会正副委員長の互選
- 1、議会運営委員会委員の選任
- 1、議会運営委員会正副委員長の互選
- 1、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 1、皆野・長瀬下水道組合議会議員の選挙
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第25号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第26号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第27号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第28号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 1、町長挨拶
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	鈴木日出男君	2番	板谷定美君
3番	野原隆男君	4番	岩田務君
5番	村田徹也君	6番	野口健二君
7番	関口雅敬君	8番	大島瑠美子君
9番	新井利朗君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤夕キ江君	副町長	飯塚寛君
教育長	井深道子君	総務課長	福島賢一君
企画財政課長	若林健太郎君	会管理者兼計 会務税務課長	朽原秀樹君
町民課長	福嶋俊晴君	福祉介護課長	内田千栄子君
健康子ども課長	福島陽子君	産業観光課長	相馬孝好君
建設課長	若林智君	教育次長	中畝康雄君

事務局職員出席者

事務局長	玉川真	書記	野口晃
------	-----	----	-----

○事務局長（玉川 真君） 皆さん、おはようございます。事務局長の玉川です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは初めに、町長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。



◎町長挨拶

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。

令和5年第3回長瀬町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

4月23日に執行されました長瀬町議会議員一般選挙におきましては、定数9名に対し10名が立候補という激戦となりました。本日もご出席いただいております9名の皆様が当選となり、町民を代表する町議会議員に晴れて就任されましたこと、心からお喜び申し上げます。誠におめでとうございます。

周囲の山々が一面もえぎ色に染まり、若葉が鮮やかな季節の中、本日ここに新たな議会の第一歩がスタートいたします。町の進むべき方向等、執行部と議会が一体となり、町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましてはご指導、ご協力を切にお願い申し上げます。

さて、今議会で審議いただきます案件は、専決処分2件、補正予算案件1件、人事案件1件の計4件でございます。議案の内容につきましては、上程されました際に改めて説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上、臨時議会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いをいたします。



◎幹部職員の紹介

○事務局長（玉川 真君） ありがとうございます。

次に、参与席に着席しております幹部職員の紹介を、飯塚副町長から順次お願いいたします。

○副町長（飯塚 寛君） おはようございます。副町長の飯塚寛でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、改選後の初議会でございますので、私から、説明等のため参与席に出席しております幹部職員の紹介をさせていただきます。

なお、町長につきましては、先ほどご挨拶をいたしましたので、割愛をさせていただきます。

それでは、順次ご紹介をさせていただきます。

教育長の井深道子でございます。

○教育長（井深道子君） よろしくお願ひいたします。

○副町長（飯塚 寛君） 会計管理者兼税務会計課長の朽原秀樹でございます。

○会計管理者兼税務会計課長（朽原秀樹君） どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（飯塚 寛君） 総務課長の福島賢一でございます。

- 総務課長（福島賢一君） 福島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 副町長（飯塚 寛君） 企画財政課長の若林健太郎でございます。
- 企画財政課長（若林健太郎君） よろしくよろしくお願いいたします。
- 副町長（飯塚 寛君） 町民課長の福嶋俊晴でございます。
- 町民課長（福嶋俊晴君） 福島でございます。よろしくよろしくお願いいたします。
- 副町長（飯塚 寛君） 福祉介護課長の内田千栄子でございます。
- 福祉介護課長（内田千栄子君） 内田でございます。よろしくよろしくお願いいたします。
- 副町長（飯塚 寛君） 健康こども課長の福島陽子でございます。
- 健康こども課長（福島陽子君） 福島です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（飯塚 寛君） 産業観光課長の相馬孝好でございます。
- 産業観光課長（相馬孝好君） 相馬でございます。よろしくお願いいたします。
- 副町長（飯塚 寛君） 建設課長の若林智でございます。
- 建設課長（若林 智君） 若林です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 副町長（飯塚 寛君） 教育次長の中畝康雄でございます。
- 教育次長（中畝康雄君） 中畝です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 副町長（飯塚 寛君） 幹部職員の紹介につきましては以上でございます。
今後ともよろしくお願いいたします。
- 事務局長（玉川 真君） ありがとうございます。



◎臨時議長の紹介

- 事務局長（玉川 真君） ここで、臨時議長を紹介させていただきます。
本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。
それでは、年長の野口健二議員をご紹介します。
それでは、議長席のほうへよろしくお願いいたします。
〔臨時議長、野口健二君議長席に着く〕



◎臨時議長の挨拶

- 臨時議長（野口健二君） 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました野口健二です。
地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。



◎開会の宣告

（午前9時）

○臨時議長（野口健二君） ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回長瀬町議会臨時会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○臨時議長（野口健二君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内の水分補給を許可いたします。

◇

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○臨時議長（野口健二君） 本臨時会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。

◇

◎議事日程の報告

○臨時議長（野口健二君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎仮議席の指定

○臨時議長（野口健二君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◇

◎議長の選挙

○臨時議長（野口健二君） 日程第2、議長の選挙についてを議題といたします。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（野口健二君） ただいまの出席議員は9名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

長瀬町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、鈴木日出男君及び2番、板谷定美君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（野口健二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（野口健二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（野口健二君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○臨時議長（野口健二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（野口健二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、鈴木日出男君及び2番、板谷定美君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（野口健二君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票のうち

岩田務君 4票

大島瑠美子君 3票

関口雅敬君 2票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は2.25票です。よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、最も得票数の多い岩田務君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（野口健二君） ただいま当選されました岩田務君が議長におられますので、長瀬町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。



◎議長就任の挨拶

○臨時議長（野口健二君） 岩田務君に議長就任の挨拶をお願いいたします。

○4番（岩田 務君） 先ほど皆様よりご推挙を賜り、議長を拝命いたしました岩田でございます。身に余る光栄であり、職責の重さに身が引き締まる思いであります。

就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。前任の板谷議長におかれましては、特に議会改革に取り組んできたと伺っておりますが、私も引き続き議会改革、そして議員力を上げるためにも、質の向上を目指して皆様と共に邁進してまいりたく存じます。

先月、全国で2番目に平均年齢の高い議会という記事がありましたが、期数を重ねれば、高齢となるのは仕方のないことです。一方で、発言や活動内容を見たときに、疑念を持つ方がいらっしゃるの事実であります。我々議会議員がこれらを払拭するためにも、この長瀬町の未来のためにも、変わることを恐れずに新たなことにチャレンジし、誇りに思える長瀬町を次世代へつないでまいりましょう。それらの行動を起こすことで、幅広い年齢層の方が町に興味を持ち、選挙に立候補してみようとするきっかけになればと思います。そして、皆様の議員力が向上することで、ひいては政策提案力が高まり、議会の緊張感も高まり、町政発展へとつながるのではないのでしょうか。

執行部も議員も長瀬町をよくしたいという気持ちは同じです。私も議長として議事を円滑に進めることはもちろん、議会を代表する権限を持つ者として、皆様からの信頼を裏切ることのないよう誠心誠意精進してまいりますので、改めてよろしくをお願いいたします。

以上です。

○臨時議長（野口健二君） これで臨時議長の職務を全部終了しました。

皆様のご協力、感謝いたします。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時22分

再開 午前 9時23分

〔議長、議長席に着く〕

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議席の指定

○議長（岩田 務君） 日程第3、議席の指定を行います。

ただいまご着席の仮議席を本議席に指定いたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（岩田 務君） 日程第4、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員の指名については、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長からご指名申し上げます。

1番 鈴木 日出男 君

2番 板谷 定美 君

以上の2名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（岩田 務君） 日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定しました。



◎副議長の選挙

○議長（岩田 務君） 日程第6、副議長の選挙についてを議題といたします。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩田 務君） ただいまの出席議員数は9名です。

次に、立会人を指名します。

長瀬町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、鈴木日出男君及び2番、板谷定美君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩田 務君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（岩田 務君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（岩田 務君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 番、鈴木日出男君及び 2 番、板谷定美君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（岩田 務君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 9 票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

野原隆男君 5 票

村田徹也君 1 票

関口雅敬君 3 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2.25 票です。よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、最も得票数の多い野原隆男君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩田 務君） ただいま当選されました野原隆男君が議場におられますので、長瀬町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選を告知します。

◇

◎副議長就任の挨拶

○議長（岩田 務君） 野原隆男君に副議長就任の挨拶をお願いします。

○3 番（野原隆男君） 皆さん、こんにちは。お世話になります。ただいまの副議長選挙におきまして、皆様のご支援の下、副議長という大役を仰せつかり、大変身に余る光栄と思うと同時に、責任の重大さを痛感しております。もとより微力ではございますが、議長を補佐し、議会の円滑な運営と町政進展のために誠心誠意努力する所存でございますので、皆様方のなご一層のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、副議長就任の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

◇

◎常任委員会委員の選任

○議長（岩田 務君） 日程第7、常任委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、各自の希望を取り、調整の上、委員会構成をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、各自の希望を取って委員会を構成することにいたします。

その間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前10時15分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員については、議長からご指名いたします。

総務教育常任委員会委員は、板谷定美君、村田徹也君、関口雅敬君、大島瑠美子君、新井利朗君。

経済観光常任委員会委員は、鈴木日出男君、野原隆男君、岩田務君、野口健二君。

以上のとおりご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、先ほどご指名申し上げましたとおり決定いたしました。

次に、各常任委員会において正副委員長の互選を休憩中にお願ひします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎常任委員会正副委員長の互選

○議長（岩田 務君） 各常任委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

総務教育常任委員会委員長 村 田 徹 也 君

副委員長 関 口 雅 敬 君

経済観光常任委員会委員長 鈴 木 日 出 男 君

副委員長 野 口 健 二 君

以上のとおり決定いたしました。



◎議会運営委員会委員の選任

○議長（岩田 務君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

長瀬町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長からご指名いたします。

1番、鈴木日出男君、2番、板谷定美君、3番、野原隆男君、5番、村田徹也君、6番、野口健二君、7番、関口雅敬君、8番、大島瑠美子君、9番、新井利朗君。

以上のとおりご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、先ほどご指名申し上げましたとおり決定いたしました。

次に、議会運営委員会において正副委員長の互選を休憩中をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（岩田 務君） 議会運営委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

委員長 関 口 雅 敬 君

副委員長 野 口 健 二 君

以上のとおり決定いたしました。



◎秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（岩田 務君） 日程第9、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名については、議長からご指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

秩父広域市町村圏組合議会議員に大島瑠美子君、新井利朗君、以上の2名をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長からご指名いたしました大島瑠美子君、新井利朗君、以上の2名を当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、大島瑠美子君及び新井利朗君の2名が秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました大島瑠美子君及び新井利朗君の2名が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎皆野・長瀬下水道組合議会議員の選挙

○議長（岩田 務君） 日程第10、皆野・長瀬下水道組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名については、議長からご指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

皆野・長瀬下水道組合議会議員に鈴木日出男君、板谷定美君、野原隆男君、野口健二君、以上の4名をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長からご指名いたしました鈴木日出男君、板谷定美君、野原隆男君、野口健二君、以上の4名を当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、鈴木日出男君及び板谷定美君、野原隆男君、野口健二君の4名が皆野・長瀬下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました鈴木日出男君及び板谷定美君、野原隆男君、野口健二君の4名が議場におられ

ますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（岩田 務君） 日程第11、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期臨時会に町長から提出された議案は、議案第25号から議案第28号までの4件でございます。

議案は、お手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第12、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町税条例を改正する必要性が生じたため、令和5年3月31日付で、長瀬町税条例等の一部改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（朽原秀樹君） 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀬町税条例等の一部を改正する条例の内容につきまして、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。なお、説明に当たりましては、語句の整理、根拠法令の改正による条項の繰上げまたは繰下げ、様式の追加等で改正内容におおむね影響がないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承願います。

それでは、新旧対照表の1ページを御覧ください。上段の第34条の9第2項の規定は、令和6年度から個人の町民税の均等割の枠組みを用いて、国税の森林環境税が導入されることに伴い、所要の改正をするものでございます。1ページ下段から3ページ上段にかけて第36条の3の2の規定は、個人の町民税に係

る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化を図るため、地方税法の規定が新設されたことに伴い、現行の第2項から第5項までを繰り下げ、新設された地方税法の内容を第2項として追加するものがございます。

3ページ中段、第38条の改正は、語句の整備のほか、個人の町民税の均等割の枠組みを用いて、国税の森林環境税が導入されることに伴い、その賦課徴収方法に関する規定を第3項として追加するものがございます。

同じく3ページ中段、第41条の改正は、同様に語句の整備のほか、国税の森林環境税が導入されることに伴い、個人の町民税の納税通知書に記載する納付額に森林環境税分を加えた合算額とする規定に改正するものがございます。

下段から4ページ上段にかけての第44条第1項の改正は、同様に語句の整備のほか、個人の町民税の均等割の枠組みを用いて、国税の森林環境税が導入されることに伴い、所要の改正を行うものがございます。

少し飛びまして、7ページ上段、第47条第2項の改正は、語句の整備のほか、地方自治法の規定が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものがございます。

中段から8ページ上段にかけての第47条の2第1項の改正は、語句の整備のほか、個人の町民税の均等割の枠組みを用いて、国税の森林環境税が導入されることに伴い、所要の改正を行うものがございます。

下段から9ページ中段にかけての第47条の6第2項の改正は、語句の整備のほか、地方税法の規定が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものがございます。

少し飛びまして、13ページ上段、第82条第1号エの改正は、地方税法施行規則の改正により、いわゆる電動キックボード等の特定小型原動機付自転車が新設され、ミニカーに係る税率区分から除外するため、改正するものがございます。

15ページ下段から17ページ下段にかけての附則第10条の3の改正は、語句の整備のほか、修繕等を含む一定の大規模な工事が行われたマンションについて、固定資産税の減額措置を講じるため、地方税法の規定が新設されたことに伴い、現行の第11項から第12項までを繰り下げ、新設された地方税法の内容を第11項として追加するものがございます。

17ページ下段から18ページ上段にかけての附則第15条の2の改正は、軽自動車税環境性能割の臨時的な非課税特例措置が廃止となりまして、地方税法の規定が削除されたことに伴い、条例においても削除するものがございます。

18ページ中段から19ページ上段にかけての附則第15条の2の2の改正は、軽自動車税の非課税対象車両等における環境性能割について、偽りその他の不正行為により国土交通省の認定等が取り消された場合における加算割合に関して、地方税法の規定が改正されたことに伴い、現行の100分の10から100分の35に改正するものがございます。また、先ほど説明させていただきましたとおり、現行の附則第15条の2を削除したことに伴い、現行の附則第15条の2の2を附則第15条の2とするものがございます。

19ページ中段、附則第15条の6第3項の規定は、軽自動車税環境性能割の臨時的な税率特例措置が廃止となり、地方税法の規定が削除されたことに伴い、条例においても削除するものがございます。

19ページ中段から23ページ上段にかけての附則第16条の改正は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、75%軽減及び50%軽減となる特例措置の期限を令和7年度までの3年間、25%軽減となる特例措置の期限を令和6年度までの2年間延長されることなど、地方税法の規定が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものがございます。

23ページ下段、附則第16条の2第3項の規定は、軽自動車税の減税対象車両に係る種別割について、偽りその他の不正行為により国土交通大臣の認定等が取り消された場合における加算割合に関して、地方税法の規定が改正されたことに伴い、現行の100分の10から100分の35に改正するものでございます。

23ページ下段から24ページにかけての附則第17条の2第1項及び第2項の改正は、個人の町民税の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限が令和8年度まで延長され、地方税法の規定が改正されたことに伴い改正するものでございます。

最後に、専決処分書の別紙5ページを御覧ください。中段の附則でございますが、第1条は、この条例の施行期日を定めたもので、令和5年4月1日から施行するものでございますが、第1号から第3号の一部の規定につきましては、各号に定める日から施行するものでございます。

下段から7ページの第2条から第4条につきましては、今回の条例改正に伴い、各税目の経過措置について規定するものでございます。

以上で、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 何点か。まず、森林環境税の均等割を賦課するというふうなことで、全世帯同じ額が賦課されるのかなということなのですけども、これについて額がどの程度になっているのか。

あと、先日、納税決定書が何か家庭に届いたのですが、私、開けてみなかったので申し訳ないのですが、森林環境税について開けてみていないので分からないのですが、それがその中に入っていたのかどうか。入っていたとすると、今日これを決定するのに、その森林環境税のあれが入っていたとすると、何か順序としてはおかしいのではないかと。今日以降でなければ、そういう通知が出せないのではないかと思うのですが、入っていたかどうかを確認していないので、その点について。

あと1点、これは町政としてこのような要するにCO₂排出ガスを少なくしようとか、国でいろいろ、または世界中で目標値を定めたりしているけれども、ではこういうものを専決処分というか、国が変えたから変えたということに関して、これは税務課長では難しいかもしれませんが、長瀬町としてこういう環境を整備していくということにどういう具体的な案があるのかどうか。これからそれを取り組んでいくのであれば、またその旨で結構ですから、お答え願いたいと思います。

○議長（岩田 務君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（柘原秀樹君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

森林環境税の額につきましては、住民税の均等割、今5,000円になっているかと思いますが、現行は県民税関係が1,500円、町民税関係が3,500円ということで、合計5,000円になっているところを、500円を森林環境税に充てるということになっておりまして、町民税のほうは3,000円、県民税のほうは1,000円、森林環境税のほうは1,000円、合計5,000円という形になっております。適用につきましては、令和6年度の町県民税の均等割、均等割かかっている人だけになりますが、均等割から適用になるということでございます。

それと、環境税のほうはどうなっているか、これからどうするかということにつきましては、税務課のほうの管轄ではなくて、この森林環境税のほうが徴収されて、その後国のほうから森林環境譲与税として町のほうに戻ってくるというイメージになっております。なので、それにつきまして町のほうでいろいろ

と事業を進めていくというふうな形になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） これは6年度からということで、本年度にはそういう該当しないということは理解しました。国のほうからまたこの森林環境税、どうに使っていかうかと。都市部と田舎で大分格差があつて云々とかいう、問題視もされていますよね。特にこれが今日議決されれば、6年度からこういうことになると思うのですが、あらかじめどういう事業をやるのかとか、多少案はできているのか、それともこれからそれをどの程度お金が交付されるか分からないから、それを見てからという形なのか。いずれにしても、その事業を、例えば県のほうの事業で里山・平地林なんかもありますけれども、ああいう事業を毎年やっていますが、ああいう事業もいいと思うのですが、不公平感が非常にあると。何で個人所有のところをやって、ここはやってくれないのだとか、そういうこともありますので、十分にこれを町民と町としての使い道というのをしっかり今から計画していただきたいと。

以上です。税務課では難しいのではないかと思いますけれども。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

森林環境税につきましては、先ほど申し上げました里山・平地林事業で行っていたような内容を、これから引き継いで譲与税を使って整備をしております。まだ具体的には、ここで申し上げられるようなことはないのですが、とにかく森林をきれいにこれから保っていくという整備のほうに充てていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（岩田 務君） 村田徹也君、ちょっとお待ちください。

発言の内容が議案外に行ってしまうようですので、議案内の質疑にとどめていただければと思います。

○5番（村田徹也君） 以上でいいです。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀨町税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第13、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要があるため、令和5年3月31日付で長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（朽原秀樹君） 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

今回の主な改正内容でございますが、国民健康保険税に係る加入者負担の公平性を図る観点から、地方税法及び地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げを行うものでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容につきまして、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表1ページを御覧ください。上段の第2条第3項の改正は、後期高齢者支援金分の課税限度額を2万円引き上げ、現行の20万円を22万円に改めるものでございます。

中段から3ページにかけての第23条の規定は、国民健康保険税の減額、いわゆる平等割及び均等割を7割、5割、2割軽減する規定でございますが、1ページ中段の第1項の改正は、上段の第2条第3項の規定と同様、現行の20万円を22万円に改めるものでございます。

下段から2ページ目にかけての第2号の規定は、5割軽減に関する規定で、軽減の対象となる所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を5,000円引き上げ、現行の28万5,000円を29万円に改めるものでございます。

2ページ下段から3ページ中段にかけての第3号の規定は、2割軽減に関する規定で、軽減の対象となる所得の判定において、被保険者数に乗ずる金額を1万5,000円引き上げ、現行の52万円を53万5,000円に改めるものでございます。

3ページ下段、第23条の2の改正は、規定の整備を行うものでございます。

4ページ中段、24条の2第2項の改正は、特例対象被保険者等であることの実を証明する書類というものを、通知の名称である雇用保険受給資格通知に改めるものでございます。

4 ページ下段の附則第2項、5 ページ上段の附則第3項、下段の附則第4項、6 ページ中段の附則第6項、下段の附則第7項、7 ページ中段の附則第8項、下段の附則第9項、8 ページ中段の附則第12項、9 ページ上段の附則第13項の改正は、語句の整備を行うものでございます。

最後に、専決処分書の2枚目、別紙を御覧ください。下段の附則でございますが、第1項は、この改正条例の施行期日を定めたもので、令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、今回の条例改正に伴う経過措置について規定したものでございます。

以上で、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり承認されました。



◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第14、議案第27号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第27号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,100万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を32億9,925万9,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 議案第27号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回3,100万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を32億9,925万9,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。なお、本補正予算につきましては、国関連事業2事業について補正するものでございます。

それでは、説明書の8、9ページを御覧ください。まず、歳入の補正についてご説明いたします。第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目衛生費国庫負担金、補正額1,656万7,000円は、新型コロナウイルスワクチンの接種に要する費用のうち、集団接種会場の医師報酬費や、個別接種を実施していただく医療機関への委託費など、ワクチン接種の費用の増に対応するものでございます。

第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金、補正額596万5,000円は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を実施することに伴い、増額するものでございます。

第3目衛生費国庫補助金、補正額835万8,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用のうち、ワクチン接種の実施体制を運営するための費用に対応するものでございます。

10、11ページを御覧ください。続きまして、歳出の補正につきましてご説明いたします。第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費、補正額607万5,000円は、低所得の子育て世帯に対して子育て世帯生活支援特別給付金として、児童1人当たり一律5万円を給付するために必要な費用を増額するものでございます。

第4款衛生費、第4項公衆衛生費、第1目予防費、補正額2,492万5,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種の春開始接種及び秋開始接種に対応するため、増額するものでございます。

以上で議案第27号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、今の説明で子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、児童1人5万円ということは、小学生だけということですね。児童、一般的に学校では児童というと小学生になるわけですが、小学生だけに1人ということなのですか。そうでなくて、子供という、14歳未満とかそういう、揚げ足を取るものではありませんけれども、そのところについて1点。

あと、新型コロナウイルスワクチンについて、もう6回目の案内が来たりもしているのですが、どこまでがそれにといいか、無償なのかとか、そういうところが分からないので、この費用というのは本人の一部負担を補助するというような形の予算か、それとも今までどおりワクチンについては、国のほうでの無償接種になっているのかということについてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） ただいまの村田議員の質問にお答えします。

まず、子育て世帯に対する生活支援特別給付金の対象者になりますが、これは児童扶養手当受給者ということになりますので、18歳未満の児童ということになります。

〔「児童、子供ですね。児童手当が出ている」と言う人あり〕

○健康こども課長（福島陽子君） はい。

コロナワクチン接種についてよろしいでしょうか。コロナワクチン接種は、令和5年度に関しては全て無料で行われます。年齢等に関係なく、全ての方無料ということで実施をまいります。

以上になります。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第15、議案第28号 長瀬町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鈴木日出男君の退席を求めます。

〔1番 鈴木日出男君退席〕

○議長（岩田 務君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第28号 長瀬町監査委員の選任について、提案理由を説明申し上げます。

長瀬町監査委員井上悟史氏の任期が令和5年4月30日に満了となりましたので、後任として鈴木日出男氏を選任することについて議会の同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号 長瀬町監査委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岩田 務君） 起立多数によって、議案第28号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、退席しております鈴木日出男君の出席を求めます。

〔1番 鈴木日出男君入場〕

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時16分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の訂正

○議長（岩田 務君） 先ほどの答弁について、健康こども課長より発言の訂正がありますので、お願いします。

健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 先ほど村田議員のご質問に対する回答で訂正があります。

児童扶養手当ということで回答いたしましたが、正しくは児童手当受給者になります。

以上です。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（岩田 務君） 日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎字句の整理

○議長（岩田 務君） ここで字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



◎町長挨拶

○議長（岩田 務君） 以上で本臨時会の会議に付された議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 臨時議会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会は、選挙後初の議会でございました。議長選挙をはじめ、議会構成等も決まり、誠におめでとうございました。本日就任されました岩田務議会議長を中心に、町民の期待に応えるべく、町政の発展のためご尽力をいただきますようよろしくお願いをいたします。

今議会では、町政の重要案件4議案を提出いたしました。慎重にご審議をいただき議決等をいただき、誠にありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見やご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

さて、5月27日には長瀬中学校体育祭が開催されます。今年度は来賓をお招きして行いますが、議会からは議長に代表して出席いただきますので、ご了承ください。

また、6月14日には6月定例会が開会となります。続けての招集となりますが、ご参集賜りますようお願い申し上げます。

梅雨の季節も近づいてまいりました。皆様方には健康にご留意をいただき、町政進展のためますますご活躍されますことをご期待申し上げ、閉会に当たりましての挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（岩田 務君） これをもちまして令和5年第3回長瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

臨時議長 野口 健二

議長 岩田 務

署名議員 鈴木 日出男

署名議員 板谷 定美